

お知らせ なんたん



第10号(2の2)平成18年6月9日発行

平成18年度固定資産税制度改正について

土地の固定資産税については負担の均衡化を進めていますが、地方税法が改正され、このしくみの一部が変わります。

具体的には、その土地の価格に比べてこれまでの負担水準が低い宅地等については、次の『負担調整措置』により計算した価額を前年度の課税標準額(税額を計算する基礎となる額)に加える方式となります。また、農地等にかかる負担調整措置の変更はありません。なお、著しい地価下落に対応した税負担の据置措置は廃止されます。

『負担調整措置』

土地の税負担については、一定の負担水準(住宅用地は80%以上、住宅用地以外は60%以上)を上回る土地は引き下げや据え置きとなりますが、一定の負担水準を下回る土地は税負担を上昇させ、負担水準の均衡化を促進する措置が講じられています。

住宅用地		住宅用地以外(商業地等)	
負担水準	課税標準額の求め方	負担水準	課税標準額の求め方
100%以上	「評価額×住宅用地特例率」まで下がります。	70%以上	「評価額」の70%まで下がります。
80%以上	「前年度分の課税標準額」を据え置きます。	60%以上	「前年度分の課税標準額」を据え置きます。
80%未満	「前年度分の課税標準額」に「評価額×住宅用地特例率」の5%を加えた額となります。ただし、当該額が「評価額×住宅用地特例率」の80%を上回る場合には80%相当額とし、20%を下回る場合には20%相当額となります。	60%未満	「前年度分の課税標準額」に「評価額」の5%を加えた額となります。ただし、当該額が「評価額」の60%を上回る場合には60%相当額とし、20%を下回る場合には20%相当額となります。

(注)「前年度分の課税標準額」…前年に地目・用途変更等の異動があった場合は、前年度分の課税標準額についても、既に異動があったものとして算定した額となります。

※平成18年度課税標準額の算定例

・住宅用地で負担水準が80%未満の場合

$$\text{平成18年度課税標準額} = \text{平成17年度課税標準額} + (\text{評価額} \times \text{住宅用地特例率} \times 5\%)$$

・住宅用地以外(商業地等)で負担水準が60%未満の場合

$$\text{平成18年度課税標準額} = \text{平成17年度課税標準額} + (\text{評価額} \times 5\%)$$

※負担水準とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対して、どの程度まで達しているかを示すもので、次の算式により求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成17年度課税標準額}}{\text{平成18年度評価額} (\times \text{住宅用地特例率})} \times 100\%$$

◇問合せ先 税務課 資産税係 TEL) 68-0004

各支所 地域総務課 税政係

TEL) 園部 68-0010 八木 68-0021

日吉 68-0031 美山 68-0040

ため池の適正な管理について

ため池の日常管理については、堤体の草刈や漏水の確認等適正な管理を頂いておりますが、梅雨期におけるため池の管理について、下記の事項に注意してください。

- 余水吐はため池の規定水位を保つための重要な施設であり、土のうや角落し等で堰上げし、貯水量を増やすことはため池の決壊を招く恐れがありますので、絶対やめましょう。
- 余水吐に流木や浮遊物がある場合、流れを阻害しますので除去しましょう。
- 天気予報に注意し、梅雨期の集中豪雨に備え事前に池の水位を下げましょう。(豪雨中に水位を下げるために、ため池に近づくことは大変危険です)
- 漏水や日常と変わったことがあった場合、農林商工課または各支所産業振興課までご連絡ください。

◇問合せ先 農林商工課 TEL) 68-0050 FAX) 63-0654

各支所 産業振興課

TEL) 園部 68-0012 八木 68-0023

日吉 68-0033 美山 68-0042

平成18年度から適用される市・府民税の税制改正について

平成18年度から適用される市・府民税の主な税制改正の内容は、次のとおりです。詳しくは、下記の間合せ先までお問い合わせください。

- 老年者控除が廃止されました。(65歳以上の方で寡婦、寡夫に該当する方は、申告により寡婦、寡夫控除が受けられます)
- 65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の計算方法が改正されました。
- 定率減税を2分の1に縮減します。(15%上限4万円が7.5%上限2万円に)
- 年齢65歳以上の方のうち前年の所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置を平成18年度分の市・府民税から段階的に廃止します。(平成17年1月1日現在において65歳以上の方で前年の所得が125万円以下の方に係る市・府民税(均等割および所得割)を、平成18年度は3分の2を減額し、平成19年度は3分の1を減額し、平成20年度から全額課税します)
- 個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で、夫と同じ市町村に住所を有する方に対する非課税措置が廃止されました。

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL) 68-0004

各支所 地域総務課 税政係

TEL) 園部 68-0010 八木 68-0021

日吉 68-0031 美山 68-0040

口座振替のご案内について

市税等は、金融機関または郵便局の預貯金口座から自動的に振り替えて納めることができます。納期のたびに金融機関に出向く手間がなく、自動的に指定の口座から振替納付ができる安心、便利な口座振替をぜひご利用ください。

<申込手続き>

市税等口座振替申込書に記入いただき、通帳・届出印を持参のうえ、取扱金融機関で手続きをしてください。申込書は、各支所および市内各取扱金融機関等に備え付けております。

登録手続きに時間を要しますので、希望納期の前月末までにお申し込みください。申込月の分は、口座振替できない場合がありますのでご注意ください。

【取扱金融機関等】

- ・京都銀行
- ・京都信用金庫
- ・京都中央信用金庫
- ・京都農業協同組合
- ・りそな銀行
- ・郵便局

※南丹市では、平成18年度から市・府民税、固定資産税(都市計画税含む)は集合徴収方法になります。

◇問合せ先 税務課 収納係 TEL) 68-0004

各支所 地域総務課 税政係

TEL) 園部 68-0010 八木 68-0021

日吉 68-0031 美山 68-0040

6月は環境月間です

6月は「環境月間」です。この機会にあらためて「環境」について考え、行動してみませんか。環境の質の向上、地球温暖化防止には、家庭や地域での取り組みが必要です。ご協力をお願いします。

例えば…冷房機器は室温28℃、暖房機器は室温20℃を目安にしましょう。

冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないようにしましょう。

家電製品は長時間使わないときは、主電源を切りましょう。

駐車や長時間停車するときは、車のエンジンを切りましょう。

※詳しくはURL) <http://www.eic.or.jp/library/ecolife> などでもご覧になれます。

◇問合せ先 市民課 市民環境係 TEL) 68-0005 FAX) 63-0653

《八木支所各課・係への問合せ先について》

八木支所各問合せ先については、各課・係へ直接つながる直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「42-2300」に電話をしていたら、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。